

国民年金だより

国民年金、厚生年金の年金は、物価上昇による年金の目減りを防ぐため、物価スライド制があります。従来は前年の消費者物価指数が5%を超えて変動したときに、年金額を改定するようになっていましたが、平成元年4月からは5%のワクを取り払い、少しでも物価に変動があれば年金額も改定されることになりました。



年金額比較表

年額(単位:円)

種類	平成元年度	平成2年度
老齢基礎年金	666,000	681,300
障害基礎年金(1級)	832,500	851,600
“(2級)	666,000	681,300
遺族基礎年金(子1人)	858,000	877,700
	基本 666,000 加算(2人目まで1人につき) 192,000 加算(3人目より) 64,000	基本 681,300 加算(2人目まで1人につき) 196,400 加算(3人目より) 65,500
10年年金	404,600	413,900
5年年金	344,400	352,300
[老齢福祉年金]		
収入600万円未満	340,800	348,600
収入600万円以上 876万円未満	293,400	296,000

国民年金、厚生年金の年金は、物価上昇による年金の目減りを防ぐため、物価スライド制があります。従来は前年の消費者物価指数が5%を超えて変動したときに、年金額を改定するようになっていましたが、平成元年4月からは5%のワクを取り払い、少しでも物価に変動があれば年金額も改定されることになりました。

前年の消費者物価指数は1.3%上昇し、昨年比べて2.3%上昇しましたので、年金額も平成2年4月から左表のとおり、2.3%引き上げられました。

あなた自身のために完納を

25年間納めれば  
国民年金はやめてもいいの

私 は20歳から45歳まで25年間、国民年金の保険料を納めましたので、もうやめたいのですが、いいでしょうか。

結論からいいますと、国民年金は25年納めたからといってやめることはできません。25年というのは、老齢基礎年金を受けるための最低限の期間であって、そこでやめてよいということではありません。

国民年金制度は、職業に関係なく20歳から60歳になるまでの

働く世代全員が保険料を納め、そのときのお年寄りの年金を支えていく仕組みです。60歳になるまでは、国民年金に必ず加入し、保険料を納めることが国民の大切な義務になります。

●25年納付の場合

$$681,300円 \times \frac{25年 \times 12月}{40年 \times 12月} = 425,800円$$

●40年納付の場合

$$681,300円 \times \frac{40年 \times 12月}{40年 \times 12月} = 681,300円$$

※この例は、平成2年4月からの年金額で計算してあります。